

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

- 救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件
- 耕地整理組合の臨時代理者として指定した件
- 市街地再開発組合の事業計画の変

公 告

- 県営土地改良事業の工事が完了した件二件
- 都市計画を変更する件
- 福島県選挙管理委員会
- 不在者投票のできる施設として指定した件

告 示

福島県告示第三百三号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を平成二十三年二月二十二日救急病院として認定した。

平成二十三年三月一日

名称

桑野協立病院

所在地

郡山市島二丁目九番一八号

福島県知事 佐藤雄平

認定有効期限

平成二六年二月二一日

(地域医療課)

福島県告示第四百四号

土地改良法施行法(昭和二十四年法律第九十六号)第二条第一項の規定によりなおその効力を有する耕地整理法(明治四十二年法律第三十号)第七十三条第四項の規定により、双葉郡新山町前田耕地整理組合の臨時代理者として平成二十三年二月二十二日次の者を指定した。

平成二十三年三月一日

福島県知事 佐藤雄平

臨時代理者の氏名及び住所

佐々木茂夫 福島県双葉郡浪江町大字藤橋字下亀下六十五番地

(農村計画課)

福島県告示第五百五号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定により、市街地再開発組合の事業計画の変更について、次のとおり認可した。

平成二十三年三月一日

福島県知事 佐藤雄平

一 組合の名称

郡山駅前一丁目第一地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成十九年六月から平成二十三年五月まで

三 施行地区

郡山市駅前一丁目地内

四 事務所所在地

郡山市駅前一丁目九番十五号

五 設立認可の年月日

平成十九年六月二十二日

六 事業施行予定期間の変更の内容

変更前 平成十九年六月から平成二十三年二月まで

変更後 平成十九年六月から平成二十三年五月まで

七 変更認可の年月日

平成二十三年二月二十二日

(建築指導課)

公 告

公告第四十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十二条の二第三項の規定により、大久保地区に係る県営ため池等整備事業の工事は、平成二十二年十一月十日完了したのを公告する。

平成二十三年三月一日

福島県知事 佐藤雄平

(農村計画課)

公告第四十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十二条の二第三項の規定により、

長坂地区に係る県営経営体育成基盤整備事業の工事は、平成二十二年十二月二十二日完了したので公告する。

平成二十三年三月一日

福島県知事 佐藤 雄平

(農村計画課)

公告第四十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第十七条第一項の規定により、県中都市計画道路を変更するため当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年三月一日

福島県知事 佐藤 雄平

一 都市計画から除外される土地の区域
須賀川市のうち仁井田字角田並びに森宿字関表、字安積田及び字向日向の各一部の区域

二 縦覧場所

福島県中建設事務所企画管理部企画調査課、須賀川市建設部都市整備課及び鏡石町都市建設課

三 縦覧期間

平成二十三年三月一日から同月十五日まで

四 意見書の提出

県中都市計画道路を変更する案について、須賀川市及び鏡石町の住民及び利害関係人は、都市計画法第二十一条第二項で準用する同法第十七条第二項の規定により、住所、氏名及び意見を記した意見書を二に掲げる機関を経由して、三に掲げる縦覧期間内に福島県に提出することができる。

(都市計画課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第十四号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項又は第四項第二号(農業委員会等に関する法律施行令(昭和二十六年政令第七十八号)第六条、漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)第九条若しくは第二十三条又は地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六条、第百十四号、第百十七号若しくは第百八十四条において準用する場合を含む。)に規定する不在者投票のできる施設として、平成二十三年二月十七日次のとおり指定した。

平成二十三年三月一日

福島県選挙管理委員会

施設の名 称	委員 長 菊 地 俊 彦
シルバートレジャーズ孔輪園	一 いわき市平上片寄字上ノ内一七五番地の